

しづぎん反復利用型マイカーローン規定(当座貸越規定)

借主は静銀セゾンカード株式会社または株式会社オリエントコーポレーション(以下静銀セゾンカード株式会社と株式会社オリエントコーポレーションを併せて「保証会社」という)の保証に基づき株式会社静岡銀行(以下「銀行」という)としづぎん反復利用型マイカーローンに係る当座貸越取引(以下「本取引」という)をするについて次の条項を約定します。

第1条(取引方法等)

1. 本取引は、銀行国内本支店のうち、いずれか1か店(以下「取引店」という)で開設することにより行うものとします。

2. 本取引による賃貸は、以下のいずれかの方法で申込みをし、原則として当座貸越口座から支払先への賃貸を行ふものとします。

(1) 銀行国内本支店において、銀行所定の当座貸越金借入請求書に氏名・金額等を記入し、しづぎん反復利用型マイカーローン利用申込書(兼当座貸越契約書)記載の指定預金口座(以下「指定預金口座」という)の届出印鑑を押捺のうえ、専用のローンカードおよび資金用途の表示によることにより申込む方法。

(2) 銀行所定のウェブフォームへの入力による方法。ただし、2回目以降の申込みには、銀行所定のインターネットバンキングを契約のうえ、ご利用いただけます。

3. 本取引では、小切手・形紙の振出、あるいは受け取けるものとします。

4. 専用のローンカードを現金自動支払機(現金自動預・払戻兼用機)を用いて、「支払機」といって使用して本取引を行う場合の専用のローンカードおよび支払機の取扱いについては、銀行所定のローンカード規定によるものとします。

5. 本取引に基づく当座貸越金は、第2項によって提出した資料に基づく金額使途以外に使用する場合、借主から提出を受けた資料等に原本と相違するなどの誤りがある場合は、もしくはこれらに該当するおそれのある場合、その他までの使用が不適切と認められる場合には、銀行の判断により、使用できないことがあるものとします。

第2条(貸越度額)

1. 本取引により銀行から貸越を受けることができる貸越度額(以下「決定貸越度額」という)は、契約日利用申込で銀行が承認した日を以て、以後に銀行から「契約内容のお知らせ」にて算定する金額のものとします。決定貸越度額が変更となる場合は、新たな決定貸越度額を適用するものとします。

2. 決定貸越度額を超えて、銀行が貸越をした場合にも、この規定の各条項が適用されるものとし、その場合には借主は銀行から請求があり次第直ちに決定貸越度額を超える金額を支払うものとします。

3. 決定貸越度額について、借主から変更申込があった場合、銀行にて審査のうえ保証会社へ保証委託を行い、保証会社が適当と認めた場合、銀行はこれに応じるものとします。

第3条(取引期間)

1. 本取引の期限は、契約日の1年後の応当日が属する月の末日までとします。ただし、期限の1ヵ月前までに銀行から期限を延長しない旨の申出がない場合には、取引期限は更に1年間延長されるものとし、満期日未到来の場合は、満期日前解約権利によらず約定期限により1年365日とし、日割りで計算します。

2. 前項における相殺をする場合には、銀行は事前の通知および所定の手続を省略して預金その他の諸預り金を返し、本取引の債務の履行に充当することができるものとします。この場合、銀行は借主に対して充当した結果を通知します。

3. 前2項によって銀行が相殺等をする場合、債権債務の利息、損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、預金その他の債権の利率については、預定期限の定めによるものとします。ただし、満期日未到来の場合は、満期日前解約権利によらず約定期限により1年365日とし、日割りで計算します。

4. 第1項によって相殺をする場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金等の利率については預定期限等の定めによるものとします。

第4条(賃貸金等)

1. 当座貸越金の利息(保証料を含む)は、付利単位を100円とし借主が指定する毎月の約定返済日(以下「約定返済日」という)(銀行休業日の場合は翌営業日、以下同じ)に、銀行所定の利率をもとに計算し、賃貸金元に組み入れるものとします。

2. 前項の利率は、短期フリームーに連絡する銀行の長期貸出優遇金利(以下「基準金利」という)を基準として、この基準金利の変更に伴って、その変動幅と一緒に引き上げ、または引き下げられます。ただし、金融融資の変化、その他相当の理由により基準金利が停止された場合には、基準金利にかえ一般に相当と認められる金利を基準金利とします。

3. 前項の改定による新利率は、基準金利変更日以降最初に到来する約定期限以降の利率について適用されます。

4. 銀行に対する債務を履行しなかった場合の損害金は年15.0%(年365日の日割計算)とするものとします。

第5条(定期消滅)

1. 本取引に基づく当座貸越金は、約定期限内に、直近の当座貸越金借入請求書により、または銀行所定のウェブフォームにより借主が指定した金額を返済するものとします。指定金額は、直近の借入時の賃貸金残高を120で除した金額(1,000円単位、端数切り下限)を下限とし、1,000円単位で指定するものとします。

2. 前項にかかる約定期限満了日以前の当座貸越金残高が前に定める定期返済金額に満たない場合には、当該残高の金額を返済するものとします。

第6条(随時返済)

1. 前条による定期返済のほか、随時に任意の金額を返済できるものとします。

2. 前項の随時返済は、次条の自動引落としによって当座貸越口座へ直接金入することによって行うものとします。ただし、証券会社が当座貸越口座へ直接金入できないものとします。

3. 定例返済が発生している当座貸越口座への入金については、まずは定例返済の返済金額に充当し、残額を随時返済するものとします。ただし、入金額が返済金額に満たない場合は、返済してはいるもののとします。

4. 前項による定期返済は、当座貸越金残高が前に定める定期返済金額に満たない場合には、当該残高の金額を返済するものとします。

第7条(定期返済金等の自动引落)

1. 第2条による返済は自動引落しによるものとします。この場合、借主は毎月約定期限満了日までに指定預金口座に返済金額を預入するものとし、銀行は約定期限満了日(以下「約定期限満了日」という)の銀行休業日の場合は翌営業日(以下「約定期限満了日」という)に、銀行所定の普通預金規定にかかるわざと、普通預金過帳(総合口座過帳を含む)および同払戻請求書なしで引落しとのうえ返済にあてるものとします。

2. 前項の約定期限満了日以前に返済金額を預入した場合には、銀行は約定期限満了日以降に返済金額を預入するものとします。ただし、入金額が返済金額に満たない場合は、返済してはいるもののとします。

3. 定例返済が発生している当座貸越口座への入金については、まずは定例返済の返済金額に充当し、残額を随時返済するものとします。

4. 前項による定期返済は、当座貸越金残高が前に定める定期返済金額に満たない場合には、当該残高の金額を返済するものとします。

第8条(定期返済の手続)

1. 借主に於いて次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は本取引による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちに本取引による債務全額を返済するものとします。

(1) 借主が返済を遅延し、翌月の約定期限満了日以前に返済しなかったとき。

(2) 保証会社が銀行に対して保証している借主の債務について、いつでも期限の利益を喪失したとき。

(3) 文字の表記または手書きの表記で返済手続をうけたとき。

(4) 手形交換または株式会社電子情報システムツールワードの取引停止手続をうけたとき。

(5) 借主の預金その他の銀行に対する債権について、仮差押・保全差押または差押の命令、通知が送られたとき。

(6) 借主が返済不適の状況に陥り、債務整理する旨の通知が送られたとき。

(7) 借主の変更の届出を怠るなど、借主の責めに付すべき事由によって、銀行において借主の所を在宅にならなかったとき。

2. 次の場合には、借主は、銀行からの請求によって、本取引による債務全額についての期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちに本取引による債務全額を返済するものとします。

(1) 保証会社との契約の条件または銀行との約定に違反し、もしくは銀行に対する債務を履行しない場合(以下「取引店」という)としづぎんカードローン(反復利用型マイカーローン付帯)をするについて次の条項を約定します。

(2) 借主が第15条(代引手形等の差し入れ)の規定に違反したとき。

(3) 前項のほかに、借主は、銀行の業界慣習等に相違するものとします。

(4) 借主が第15条(代引手形等の差し入れ)の規定に違反したとき。

(5) 借主は、銀行の業界慣習等に相違するものとします。

(6) 借主が返済不適の状況に陥り、債務整理する旨の通知が送られたとき。

(7) 借主の変更の届出を怠るなど、借主の責めに付すべき事由によって、銀行において借主の所を在宅にならなかったとき。

3. 次の場合には、借主は、銀行からの請求によって、本取引による債務全額についての期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちに本取引による債務全額を返済するものとします。

(1) 保証会社との契約の条件または銀行との約定に違反し、もしくは銀行に対する債務を履行しない場合(以下「取引店」という)としづぎんカードローン(反復利用型マイカーローン付帯)をするについて次の条項を約定します。

(2) 借主が第15条(代引手形等の差し入れ)の規定に違反したとき。

(3) 前項のほかに、借主は、銀行の業界慣習等に相違するものとします。

(4) 借主が第15条(代引手形等の差し入れ)の規定に違反したとき。

(5) 借主は、銀行の業界慣習等に相違するものとします。

(6) 借主が返済不適の状況に陥り、債務整理する旨の通知が送られたとき。

(7) 借主の変更の届出を怠るなど、借主の責めに付すべき事由によって、銀行において借主の所を在宅にならなかったとき。

4. 借主は、自己または第三者を利用して次の各号の一に該当する行為を行わないことを確認いたします。

(1) 貸付の利用申込書(以下「申込書」といいます)の記載事項を虚偽に記載する。

(2) 申込書に記載する借主の年齢を虚偽に記載する。

(3) 申込書に記載する借主の性別を虚偽に記載する。

(4) 申込書に記載する借主の職業を虚偽に記載する。

(5) 申込書に記載する借主の勤務先を虚偽に記載する。

(6) 申込書に記載する借主の年収を虚偽に記載する。

(7) 申込書に記載する借主の年齢を虚偽に記載する。

(8) 申込書に記載する借主の性別を虚偽に記載する。

(9) 申込書に記載する借主の職業を虚偽に記載する。

(10) 申込書に記載する借主の勤務先を虚偽に記載する。

(11) 申込書に記載する借主の年収を虚偽に記載する。

(12) 申込書に記載する借主の性別を虚偽に記載する。

(13) 申込書に記載する借主の職業を虚偽に記載する。

(14) 申込書に記載する借主の勤務先を虚偽に記載する。

(15) 申込書に記載する借主の年収を虚偽に記載する。

(16) 申込書に記載する借主の性別を虚偽に記載する。

(17) 申込書に記載する借主の職業を虚偽に記載する。

(18) 申込書に記載する借主の勤務先を虚偽に記載する。

(19) 申込書に記載する借主の年収を虚偽に記載する。

(20) 申込書に記載する借主の性別を虚偽に記載する。

(21) 申込書に記載する借主の職業を虚偽に記載する。

(22) 申込書に記載する借主の勤務先を虚偽に記載する。

(23) 申込書に記載する借主の年収を虚偽に記載する。

(24) 申込書に記載する借主の性別を虚偽に記載する。

(25) 申込書に記載する借主の職業を虚偽に記載する。

(26) 申込書に記載する借主の勤務先を虚偽に記載する。

(27) 申込書に記載する借主の年収を虚偽に記載する。

(28) 申込書に記載する借主の性別を虚偽に記載する。

(29) 申込書に記載する借主の職業を虚偽に記載する。

(30) 申込書に記載する借主の勤務先を虚偽に記載する。

(31) 申込書に記載する借主の年収を虚偽に記載する。

(32) 申込書に記載する借主の性別を虚偽に記載する。

(33) 申込書に記載する借主の職業を虚偽に記載する。

(34) 申込書に記載する借主の勤務先を虚偽に記載する。

(35) 申込書に記載する借主の年収を虚偽に記載する。

(36) 申込書に記載する借主の性別を虚偽に記載する。

(37) 申込書に記載する借主の職業を虚偽に記載する。

(38) 申込書に記載する借主の勤務先を虚偽に記載する。

(39) 申込書に記載する借主の年収を虚偽に記載する。

(40) 申込書に記載する借主の性別を虚偽に記載する。

(41) 申込書に記載する借主の職業を虚偽に記載する。

(42) 申込書に記載する借主の勤務先を虚偽に記載する。

(43) 申込書に記載する借主の年収を虚偽に記載する。

(44) 申込書に記載する借主の性別を虚偽に記載する。

(45) 申込書に記載する借主の職業を虚偽に記載する。

(46) 申込書に記載する借主の勤務先を虚偽に記載する。

(47) 申込書に記載する借主の年収を虚偽に記載する。